

平成29年度事故防止対策支援推進事業

(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

事業用自動車の安全対策において、過労運転防止が喫緊の課題となる中、運転時間等の基準遵守や運転者に対する指導・教育にとどまらず、IT 機器を活用して運転者のリアルタイムの運行状況や疲労状態の確認・注意喚起等の先進的な運行管理について、意欲的な事業者が取り組むことにより、居眠り事故等を未然に防止できることから、今後、運行中の安全確保のための効果的な運行管理の方法が確立・普及されることを目的として、必要な機器の導入に対する支援を行う。

(2) 補助対象事業者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者
- ② ①に該当する者にITを活用した過労運転防止のための機器を貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象機器

- ① ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- ④ 運行中の運行管理機器

(機能要件)

国土交通大臣が認定した機器のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導並びに記録された情報を活用できるもの。

(具体的な補助対象)

- ① ITを活用した遠隔地における点呼機器の取得費
- ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器の取得費
- ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器の取得費
- ④ 運行中の運行管理機器の取得費

注1 上記機器の取得に際して、付随する機器（情報が記録できる電子媒体機器、デジタル式運行記録計の車載器、インストールや設置に係る費用等）は対象とする。（設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。）

注2 上記機器の取得に際して、パソコン、タブレット、携帯電話（スマートフォン）、アルコールチェッカー、温度センサーやETCにかかる部品等、上記機器を使用する際に発生する通信費及び電気代等の運用費は対象外とする。

(4) 補助対象期間

平成29年4月1日から平成29年11月30日までの間に、補助対象機器を導入するものであって、次の申請方法によるものとする。

- ・ 募集期間（補助金交付申請書兼実績報告書受付期間）：
平成29年7月3日～平成29年11月30日
- ・ 導入期間：平成29年4月1日～平成29年11月30日までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了（事業完了）しているもの。

(5) 補助率

① 取得に要する経費の1/2（ただし、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる。また、下記の機器（1.（3）②の機器にあっては、運行管理の高度化に対する支援においても選定されている機器に限る。）については補助限度額を下記のとおり定める。）

- a. デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：3万円
- b. デジタル式運行記録計に係る事務所用機器1台あたり：10万円
- c. 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：2万円
- d. 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：3万円
- e. デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合（デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなったものを含む。）：車載器1式当たり5万円、事業所用機器一式当たり13万円とする。

② 補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）あたりの上限については80万円とする。

(6) 補助採択の方針

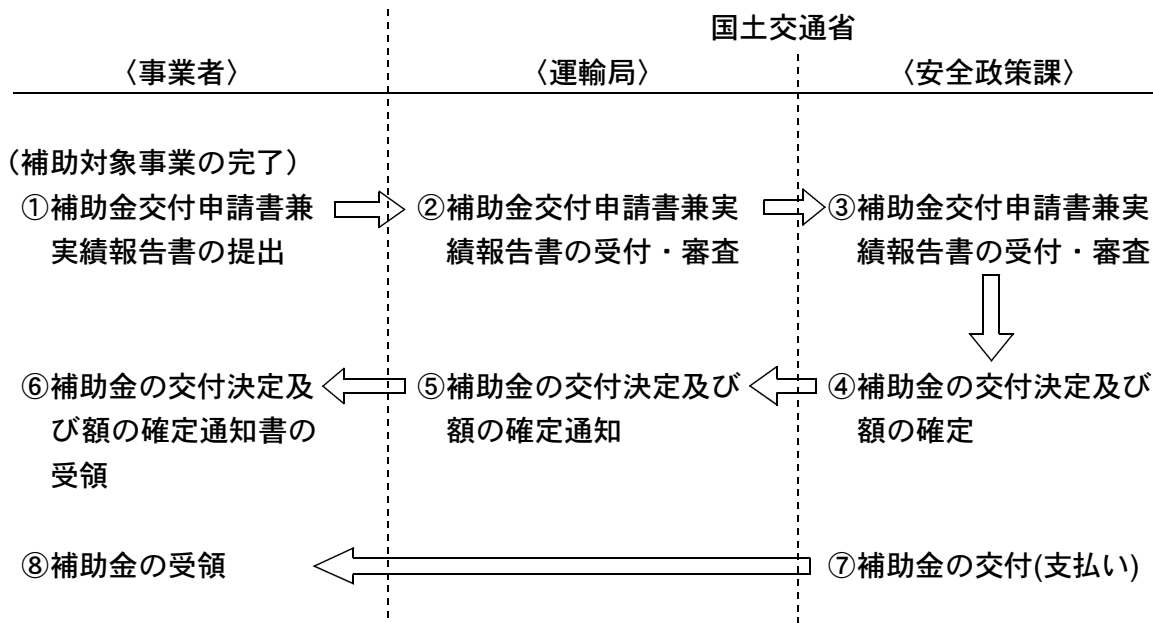
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること
- ② 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。

- ③ 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年以上とし、リース契約期間が5年を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から5年を満たすまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- ④ 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- ⑤ 申請を行う者は、予め補助対象期間内に当該機器を購入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）したものに限る。
- ⑥ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。
- ⑦ 映像記録型ドライブレコーダーの取得について申請を行う補助対象事業者が一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、申請する当該機器が、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号）で定める性能要件に適合していること。

2. 補助金交付までの流れ

（フローチャート）



① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (4) の募集期間内に、次に記載している書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1)～(4)については5部(2部は地方運輸局分、3部は国土交通本省分)、(5)～(15)については3部(2部は地方運輸局等分、1部は国土交通本省分)提出とする。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1の3号様式（交付申請書兼実績報告書）
- (2) 実施要領の別紙6（交付申請書兼実績報告書）
- (3) 交付要綱第9号様式（請求書）
- (4) 振込先調書
- (5) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分）
- (6) 安全マネジメントに関する書類
- (7) 申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類
- (8) 補助対象機器の仕様書
 - ※カタログ等により導入機器がわかる資料
- (9) 補助対象機器を購入した際に支払いにかかる領収書の写し
- (10) 補助対象経費の基礎となる（内訳がわかる）明細書
- (11) 補助対象機器の設置したことを確認するに足りる書類(当該補助対象機器を設置したことがわかる写真（車載器を設置した車両のナンバープレートが判読できる前面・後面、車載器設置場面及び事務所に設置した機器）又は車両・営業所ごとに設置した機器を確認できる書類）
- (12)（申請者がリース事業者の場合）賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細
- (13)（申請者がリース事業者の場合）申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類
 - ※1.（4）の募集期間内において、2件以上の申請を行う場合においては、事前に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。
- (14)（申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が5年を満たしていない場合）取得後5年を満たすまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類
- (15) 車検証の写し（補助対象機器を車両に取り付ける場合）

② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から補助金交付申請書兼実績報告書の提出がなされたときは、各地方運輸局において補助金交付申請書兼実績報告書の受付及び所要の審査を行ったうえ安全政策課に進達する。

③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

各地方運輸局から進達があった補助金交付申請書兼実績報告書について、安全政策課で所要の審査を行い、補助対象事業の成果について、導入実績を認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

④ 補助金額の確定

安全政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局へ通知するものとする。

⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

3. 交付申請書兼実績報告書の受付期間

【申請受付期間】

平成29年7月3日～平成29年11月30日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局等(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)
(以下「各地方運輸局等」という。)

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめたくえ申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口へ提出すること。

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

各地方運輸局等申請受付場所への申込書類持ち込み（郵送は認められませんのでご注意下さい。）

4. 注意事項

(1) 補助金交付申請状況において、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切るとし、速やかに公表します。

(公表場所：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)

(2) 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応できない場合には、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、再度、提出して下さい。なお、領収書の添付ができないものは、書類の不備には当たらず受付は行いませんのでご注意ください。

(3) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が見受けられた場合（過年度の補助申請を含む。）には、当該交付申請書を取り下げただくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、別添に記載している各地方運輸局等窓口にて

行っております。